

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名： 平泉町

令和8年6月30日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	93.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	159.4%
全職員	89.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	100.0%
本庁課長補佐相当職	98.3%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	91.0%
31～35年	97.3%
26～30年	95.5%
21～25年	96.9%
16～20年	78.2%
11～15年	89.8%
6～10年	100.8%
1～5年	88.8%

【説明欄】

- ・ 1 「任期の定めのない常勤職員」について、扶養手当及び住居手当を世帯主となる男性に支給している場合が多く、受給者に占める男性の割合は、扶養手当 74.4%、住居手当 70.5%である。
- ・ 1 「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、会計年度任用職員の中でも週の勤務時間が長い職種（保育士及び調理員等）に女性職員が多いため、給与水準に差が生じるもの。
- ・ 1 「全職員」について、給与水準の高い「任期の定めのない常勤職員」の構成比率において、男性職員の方が多いことから「任期の定めのない常勤職員以外の職員」と差が生じるもの。
- ・ 2 (1) 役職段階別における本庁部局長・次長相当職は該当する職員がいなかったため公表なし。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
管理的地位にある職員	35.7%

【説明欄】

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 8 年度
本庁部局長・次長相当職	－ %
本庁課長相当職	35.7%
本庁課長補佐相当職	52.0%
本庁係長相当職	33.3%

【説明欄】

・ 本庁部局長・次長相当職は該当する職員がいらないため公表なし。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	0%
女性	100%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	－ %
女性	－ %

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	%	%	%	%
1 週間以上 2 週間未満	%	%	%	%
2 週間以上 1 月以下	%	%	%	%
1 月超 3 月以下	%	%	%	%
3 月超 6 月以下	%	50%	%	%
6 月超 9 月以下	%	%	%	%
9 月超 12 月以下	%	%	%	%
12 月超 24 月以下	%	50%	%	%
24 月超	%	%	—	—

【説明欄】

- ・ 1 (2) 会計年度任用職員については、取得対象者なし。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	21.4 時間／月
内部部局等以外	8.8 時間／月

【説明欄】

・ 全体平均 16.2 時間／月